

飯能市と学校法人大川学園との連携に関する基本協定書

飯能市（以下「市」という。）と学校法人大川学園（以下「学園」という。）とは、相互の密接な連携を通じて協働によるまちづくりを推進するに当たり、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と学園との包括的な連携により、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 市と学園は、次の事項について連携するものとする。

- (1) 市、学園主催事業への協力に関する事
- (2) 健康づくり、介護予防に関する事
- (3) 人材育成に関する事
- (4) まちづくり活動に関する事
- (5) 大規模災害時の相互協力に関する事
- (6) その他、市と学園が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 協力内容、方法等については、市と学園とで協議し、具体的な事業を行う場合は、別に覚書を締結するなどして実施するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、市、学園のいずれからも申し入れがない時には、更に5年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、市と学園とが協議して定めることとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、学園が署名捺印の上、各々その1通を保有するものとする。

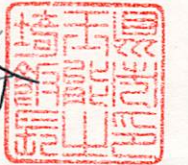
平成25年12月17日

飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長

天久保 勝



飯能市大字下加治345番地

学校法人大川学園

理事長

大川 英美子

